◇ 既存住宅の耐震診断、耐震改修補助制度

① 既存木造住宅耐震診断事業

◇天川村では、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのため第一歩として地震時において倒壊して避難路等をふさぎ避難、救助、消火等の活動の妨げとなる危険性の高い木造住宅の、耐震診断（無料診断）事業を実施しています。

耐震診断費用	・無料（診断費用全額（５０，０００円）を村が負担します）
対象建築物	・次の全ての要件に該当する建築物であること ①．昭和 56 年以前に建築された住宅 （注）住宅：一戸建て住宅、長屋、共同住宅（店舗兼用住宅） ②．構造：木造で在来軸組構法 ③．延べ床面積：250 平方メートル以下 ④．階数：２階以下（地下は除く）
対　象　者	・原則として、上記の対象建築物を所有する方 ただし、診断結果により著しく耐震強度が無い場合、早急に耐震補強工事が可能である方。

② 既存木造住宅耐震改修補助事業

◇天川村では、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う当該住宅所有者等へ補助金を交付することにより、木造住宅への耐震化対策を促進し、居住の安全と安心を確保するため耐震改修費補助事業を実施しています。

耐震改修費用	・補助額は１００万円を上限とし、耐震改修工事に要する経費の 23 パーセントに相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
対象建築物	・次の全ての要件に該当する建築物であること ・村内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。 ア　昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供するものに限る。）であること。 イ　地階を除く階数が 2 以下であること。 ウ　耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満であり、地震に対して安全な構造とするための措置を講ずることが望ましい旨を通知された住宅であること。
対　象　者	・耐震診断事業を活用し、耐震診断を行っていること

問い合わせ先：産業建設課　住宅係　内線 131